

令和8年度 第1回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和8年 4月24日 (金)			
開 催 場 所	役場2階 第1会議室			
開 催 日 時	令和8年 4月24日 午後 1 時 30 分 開 会			
	令和8年 4月24日 午後 3 時 40 分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠 席 委 員 番 号	7 番	平安山 良也		
議 事 録 署 名 委 員	2 番	内間 正樹	3 番	宮嶋 扶喜子

日程第1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和8年度 第1回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なし)

議 長	異議なしと認め、書記には高良 琴美 (たから ことみ) さん、議事録署名委員には、2番 内間 正樹 (うちま まさき) 委員、3番 宮嶋 扶喜子 (みやじま ふきこ) 委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 利用権設定農地の合意解約について 報告3 農地法第3条の3の届出について 報告4 今帰仁農業振興地域整備計画書の変更について 報告5 農業用施設届出書の報告について 以上です。
議 長 (日程第4)	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 現況証明願いについて 議案第3号 非農地証明願いについて 議案第4号 農地法第5条許可の取消し願いについて 議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。

	<p>本日の提案された議案第1号から第6号までですが、そのうち現地資料確認を必要とするものが33件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。</p>
	(異議なし)
議 長	<p>異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。</p>
	<p>休憩 午後 1 時 40 分 再開 午後 2 時 39 分</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、玉城健次委員、大兼久明委員は退席をお願いします。</p> <p>(玉城健次委員、大兼久明委員 退席)</p> <p>両委員が退席されましたので、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>お手元の議案書 1ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、3ページから12ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番について、本件に係る面</p>

		接を行った委員から報告をお願いします。
委 員		議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番については、社会福祉事業を目的に設立された法人で、令和8年4月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、農地を利用した就労訓練を目的としており、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議 長		ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありました。本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議 長		議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
		(異議なし)
議 長		議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 玉城健次委員、大兼久明委員は席に戻ってください。 (両委員、着席) 続きまして、議案第2号「現況証明願いについて」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局		それでは、私のほうから議案第2号「現況証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書 13ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、現況証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議 長		ただ今、事務局説明がありました。本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)

議 長	議案第2号「現況証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第2号「現況証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第3号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第3号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書 14ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第3号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第3号「非農地証明願いについて」は、異議なしと認めます。 続きまして、議案第4号「農地法第5条許可の取消願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第4号「農地法第5条許可の取消願いについて」を説明いたします。 お手元の議案書 15ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第4号「農地法第5条許可の取消願いについて」の内容を説明) 以上です。

議 長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第4号「農地法第5条許可の取消願いについて」について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	<p>議案第4号「農地法第5条許可の取消願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番を議題とします。こちらは同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番を説明いたします。</p> <p>お手元の議案書 16ページ、18ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。

委員	<p>議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、令和8年3月17日に申請者と面接を行いました。</p> <p>譲受人に問題はありませんが、譲渡人は令和5年と6年に同土地を取得し、令和7年5月に事業計画変更を行ないました。</p> <p>変更後1年未満での売却となっていますが、経営不振との申し出がありました。購入した価格より安い価格で譲渡しているので転売目的ではないと思われ、やむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>はい。本件については資材置き場として許可を得たはずですが、その後資材置き場として使われた形跡は一度も無く、1年未満での事業変更・5条申請は許可できないと思います。</p>
議長	<p>議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、多数決としたいと思います。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p>
(挙手 0人)	
議長	<p>議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番は、全会一致で否決といたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番についてを議題とします。こちらは同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、私のほうから議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。</p> <p>お手元の議案書16ページ、18ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について令和8年3月17日に申請者と面接を行いました。</p> <p>譲受人に問題はありませんが、譲渡人は令和7年10月に同土地を取得し、1年未満での売却となっています。業績不振、建築費高騰が理由との申し出があり、やむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>業績不振が理由とのことですが、決算書からは業績不振と認められる形跡がなく、購入時より高額で売却していると思われるため、転売目的の可能性があると思います。</p>

議 長	<p>議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については、多数決としたいと思います。</p> <p>反対の方は挙手をお願いします。</p>
	(反対 6人)
議 長	<p>議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については、全会一致で否決といたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号3番及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番についてを議題とします。</p> <p>こちらは同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号3番及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について説明いたします。</p> <p>お手元の議案書 16ページ、18ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号3番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号3番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号</p>

	3番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について令和8年4月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委員	これは法人が計画しているようだが、誰の別荘になるのか？
事務局	申請者である法人の別荘です。本社が県外で、沖縄営業所、近くであれば名護などの従業員が利用する。基本的には本社から沖縄研修に来て、宿泊研修をするときに使うなど。多いときは月に半分とか・・・
委員	従業員が住むんですか？それって別荘なんですよね？別荘という違和感がある。保養所や社員寮という・・・
事務局	従業員も宿泊することがあるということです。
委員	事変と5条ということだが、図面上でどこがどこか分からない。
事務局	25ページの前面道路が、20ページの道路です。奥が5条です。
委員	当初予定では別荘2棟が、事変で4棟になっている。許可から1年以上経つのに、現況写真みると全く着工されていないが・・・
事務局	今回5条申請している土地も購入できることになったので、計画を変更しようということになったようです。
委員	ここまで進捗状況報告は出されているんですか？そのあたりの確認が必要だと思います。これまでの経過を事務局に報告せずに今回の事変を出しているとしたら、今後一括して転売なども懸念されると思います。
事務局	進捗状況報告としてR6とR7に1回ずつ、計2回報告があります。
委員	分かりました。
議長	議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号3番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番について異議はございませんか。
	(異議なし)
議長	議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号

	<p>3番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番については異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号4番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号9番についてを議題とします。こちらは同時申請となっておりますので一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号4番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号9番について説明いたします。</p> <p>お手元の議案書 16ページ、19ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号4番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号9番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号4番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号9番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号4番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号9番について令和8年4月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>

		(質疑なし)
議	長	議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号4番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号9番について異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	<p>議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号4番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号9番については異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号5番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号11番についてを議題とします。こちらは同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	局
		<p>それでは、私のほうから議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号5番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号11番についてを説明いたします。</p> <p>お手元の議案書 17ページ、19ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号5番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号11番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。以上です。</p>
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号5番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号11番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番

	<p>号5番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号11番について令和8年4月17日に申請者と面接を行いました。</p> <p>令和7年8月に許可を受け、1年未満での事業計画変更となっておりますが、許可後に同土地の地盤調査を2回行なったところ、軟弱地盤だと判明しました。その結果を踏まえ、隣接地を新たに取得し、当初の建物の位置を変更するという内容ですので、やむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号5番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号11番について異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号5番 及び議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号11番については異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号6番、7番についてを議題とします。こちらは同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号6番、7番について説明いたします。</p> <p>お手元の議案書 17ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号6番、7番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農</p>

		地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号6番、7番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号6番、7番について令和8年4月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号6番、7番について異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号6番、7番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きますとして、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは、私のほうから議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について説明いたします。 お手元の議案書 18ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農

		地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について令和8年4月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番から8番を議題とします。こちらは同時申請となっていますので、一括で審議を行ないます。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは、私のほうから議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番から8番について説明いたします。 お手元の議案書 18、19ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番から8番の内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。以上です。

議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番から8番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番から8番について、令和8年4月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番から8番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番から8番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番について説明いたします。 お手元の議案書 19ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第6号「農地法第5条の

	規定による許可申請について」整理番号10番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委員	議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番について令和8年4月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議長	議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番について異議はございませんか。
	(異議なし)
議長	議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号10番については異議なしと認め、可決決定いたします。

